

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会  
接続料の算定等に関するワーキンググループ（第6回）議事概要

日時 令和8年3月6日（金）16:00～17:16

場所 オンライン会議による開催

参加者 (1) 構成員

相田主査、関口主査代理、高橋構成員、橋本構成員

(2) オブザーバー

|            |        |        |             |
|------------|--------|--------|-------------|
| NTT東日本株式会社 | 中井 裕史  | 経営企画部  | 営業企画部門長     |
| NTT西日本株式会社 | 木下 雅樹  | 経営企画部  | 営業企画部門長     |
| 株式会社NTTドコモ | 東原 弘   | 経営企画部  | 接続推進室長      |
|            | 福山 佳子  | 経営企画部  | 料金企画室長      |
| KDDI株式会社   | 橋本 雅人  | 相互接続部長 |             |
|            | 田淵 翔   | 相互接続部  | 推進2グループリーダー |
| ソフトバンク株式会社 | 伊藤 健一郎 | 渉外本部   | 通信サービス統括部   |
|            |        |        | 相互接続部長      |
|            | 原 裕樹   | 渉外本部   | 通信サービス統括部   |
|            |        |        | 相互接続部 課長    |

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

|  |       |      |
|--|-------|------|
|  | 久保 真  | 会長   |
|  | 小畑 至弘 | 常任理事 |

一般社団法人テレコムサービス協会

|  |       |              |     |
|--|-------|--------------|-----|
|  | 中野 一弘 | MVNO委員会運営分科会 | 主査  |
|  | 前田 圭介 | MVNO委員会運営分科会 | 副主査 |

一般社団法人 IPoE 協議会

|  |       |     |
|--|-------|-----|
|  | 石田 慶樹 | 理事長 |
|--|-------|-----|

(3) 総務省

飯嶋料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、  
廣瀬料金サービス課課長補佐、伊井料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- (1) 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理

  - 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

(2) 長期増分費用モデルにより算定された都道府県別の接続料の扱いについて

  - 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】

  - 事務局から説明を行った後、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社から説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。

## 【主な発言】

### （１）「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理

#### ○相田主査

８ページの辺りに書かれている最終保障提供責務との関係、これはどういう話になるか私もまだよく見えていないということでございます。エンドユーザーからの求めに応じて、そこに提供するというのはもちろん一つあるわけですが、それ以外に、コラボ事業者からの求めに応じてまだ光ファイバが引かれてないところに、ＮＴＴ東西が最終保障提供役務としてサービスを提供するというようなものも、これの対象になるのかどうか。

それから、最終保障提供責務に伴う交付金に関しましては、ＮＴＴ東西はちゃんと全ての赤字が補填されるようにというようなことをおっしゃってるわけですが、ＮＴＴ東西でエンドユーザー料金は違っているのに対して、卸料金は同じということになると、その場合の赤字についてどういうふうに考えたらいいいのかというような辺りとか、いろいろ難しい問題があるということで、まだこれから議論するところかもしれないけれども、よく注意していかなくてはいけないかなということで、書いていただいたということでございます。

#### ○小川料金サービス課課長補佐

御指摘いただきましたとおり、このワーキンググループとまた別の場ではございますけれども、最終保障提供責務に関して、地域間の料金の格差の考え方をどうしていくかといった議論もなされてるところかと思しますので、卸料金との関係については引き続き、その辺りの議論についてこちらとしても注視はしていきたいと考えております。

#### ○高橋構成員

８ページの総論のところ、３つ目のポツですが、卸料金原価が上昇するということを踏まえていくと、検証ステップの見直しというのが最後の行に出ておりますが、これは事務局に対して要望としては、何か先に結論ありきで検証の方法を何か

つくるというか、ゴールポストを動かすようなことはせずに、この検証方法の検討も慎重にしていかななくてはいけないのではないかと感じております。

○小川料金サービス課課長補佐

まさに御指摘いただきましたとおり、具体的にこの検証方法をどうするかということについては、８ページ目に書いてございますとおり、今後の卸料金の水準、あるいはその考え方なども踏まえながらの検討と考えてございますので、今、具体的に何か方針をお示しするものではございませんけれども、その状況に鑑みまして、先生方とも御相談させていただきながら検討を進められればと考えております。

（２）長期増分費用モデルにより算定された都道府県別の接続料の扱いについて

○橋本構成員

１点だけ事務局に御確認したいことがありまして、２ページ目の対応方針（案）のところですが、一応、ホームページで広く公開する形にはしないということで、「電気通信設備の接続に関する協定の締結に係る協議に際して当該算定結果を必要とする電気通信事業者からの申請」ということですので、電気通信事業者以外からの申請は一切受け付けない、それから、上記以外の必要な場合に申請があっても却下する、ということによろしいですか。その点だけ御確認したいと思います。

○伊井料金サービス課課長補佐

御認識のとおり、基本的には電気通信事業者からの申請に応じる形で考えております。本件は、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することで、電気通信事業者に対して、電気通信設備との接続に関して電気通信事業者が取得すべき金額の算定に当たっての選択肢の一つについて予見性を与えることを想定しておりますので、基本的には電気通信事業者以外は必要としないものと考えております。ＮＴＴ東西に検討いただく申請書の項目においては、使用目的等も求めることを想定しておりますので、申請があった際にはＮＴＴ東西においてしっかり確認いただく必要があると考えております。

(3) モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】

- 事務局から、資料3「モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【一部構成員限り】」について説明があった。その後、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社から説明があり、質疑応答、意見交換がなされた。

(以上)